



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 2月26日火曜日 第1334号

◇ 目 次 ◇ 告 示

松山競輪場の移転に関する公聴会規則附則第2項の規定に基づく告示.....	223
新たな土地改良事業の施行の認可.....	223
町営土地改良事業の施行の同意.....	223
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（7件）.....	223
保安林の指定の解除（2件）.....	224

人事委員会規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則.....	224
--------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第407号

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第3条第2項の規定により、平成14年2月13日知事が松山競輪場の移転について経済産業大臣に意見を述べたので、松山競輪場の移転に関する公聴会規則（平成13年愛媛県規則第62号）附則第2項の規定に基づき告示する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第408号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、周桑郡丹原町北田野土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・杉又地区）の施行を平成14年2月14日認可した。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・大成地区）の施行に平成14年2月14日同意した。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第410号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮本地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮本地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第411号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・舟坂下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・舟坂下地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第412号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ボヤシキ地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ボヤシキ地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第413号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・内場地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の

2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・内場地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第 414 号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・瀬間行地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 野村町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・瀬間行地区）計画書の写し
 - (2) 野村町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第 415 号

城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下相地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 城川町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下相地区）計画書の写し
 - (2) 城川町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
城川町役場

○愛媛県告示第 416 号

城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定によ

り、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 城川町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・魚成地区）計画書の写し
 - (2) 城川町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成14年 2月27日から 3月27日まで
- 3 縦覧場所
城川町役場

○愛媛県告示第 417 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
喜多郡長浜町大字出海丁 378 の 7
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

○愛媛県告示第 418 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 2月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
周桑郡丹原町大字川根乙 102 の 256 から乙 102 の 259 まで、乙 102 の 261、乙 102 の 263、乙 102 の 265、乙 102 の 268
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 159

公益法人等への職員の派遣等に関する規則を次のように定める。

平成14年 2月26日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

公益法人等への職員の派遣等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年愛媛県条例第47号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第2項第3号、第6条、第9条、第16条、第19条並びに第20条の規定に基づき、公益法人等への

職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(派遣先団体)

第2条 条例第2条第1項に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表に掲げるとおりとする。

(派遣の対象とならない職員の特例)

第3条 条例第2条第2項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第59条第1項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の規定により他の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されたものとする。

(派遣職員の職務復帰時における処遇)

第4条 派遣職員(条例第3条第1号に規定する派遣職員をいう。以下同じ。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43。以下「初任給等規則」という。)第19条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第5条 派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、職員派遣(条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣をいう。以下同じ。)の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の初任給等規則第29条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により給料月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

3 派遣職員が職務に復帰した場合における給料月額の調整等について、前2項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に従いその者の給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(報告)

第6条 任命権者は、職員派遣をしたときは、当該職員派遣をした月の翌月の末日までに、当該職員派遣に係る派遣職員の派遣先団体(条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)の名称、職員派遣の期間、派遣先団体における処遇の状況等その他人事委員会が定める事項を人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により報告した事項で人事委員会が定めるものに変更を生じたときは、当該変更を生じた月の翌月の末日までに、その旨を報告するものとする。

3 任命権者は、派遣職員が職務に復帰したときは、当該復帰した月の翌月の末日までに、当該職務に復帰した職員の

処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第7条 退職派遣者(条例第12条第1号に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級(職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)第3条に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。)について、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定することができる。

第8条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条第3項及び教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条第2項に規定する職務の級をいう。以下この条において同じ。)及び給料月額については、その者が当該退職がなく引き続き在職したものとみなして、当該退職した時の職務の級、給料月額等を基礎とし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して、昇格、昇給等の規定を適用した場合に、当該採用された日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる給料月額に決定することができる。

2 前項の規定により職務の級及び給料月額が決定された場合におけるその者の最初の昇給に係る昇給期間については、同項の規定を適用した場合においてその者が職員として採用された日の給料月額を受けることとなったとみなすことができる日から採用された日の前日までの期間に相当する期間を短縮することができる。

3 第1項の規定により職務の級を決定する場合において、退職派遣者が退職した時の職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときは、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。

(報告)

第9条 任命権者は、退職派遣者が特定法人(条例第10条に規定する特定法人をいう。以下同じ。)の業務に従事したときは、当該特定法人の業務に従事した月の翌月の末日までに、当該退職派遣者の在職する特定法人の名称、業務の従事期間、特定法人における処遇の状況等その他人事委員会が定める事項を人事委員会に報告するものとする。

2 任命権者は、前項の規定により報告した事項で人事委員会が定めるものに変更を生じたときは、当該変更を生じた月の翌月の末日までに、その旨を報告するものとする。

3 任命権者は、退職派遣者を職員として採用したときは、当該採用した月の翌月の末日までに、当該採用した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、

第7条から第10条まで及び次項の規定は、同年3月31日から施行する。

- 2 第7条から第9条までの規定は、平成14年3月31日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

別表（第2条関係）

愛媛県住宅供給公社
愛媛県土地開発公社
財団法人えひめ地域政策研究センター
財団法人愛媛県国際交流協会
財団法人えひめ女性財団
財団法人愛媛県廃棄物処理センター
財団法人えひめ産業振興財団
財団法人愛媛県農業開発公社
財団法人愛媛県動物園協会
財団法人愛媛県文化振興財団
財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター
財団法人愛媛県体育協会
財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団